○復興庁告示第四十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（泉崎村復興推進計画（認定番号福島第七十四号）に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　農林中央金庫

二　住所　東京都千代田区有楽町一丁目十三番二号

○復興庁告示第四十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（泉崎村復興推進計画（認定番号福島第七十四号）に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　三井住友信託銀行株式会社

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

○復興庁告示第四十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（楢葉町復興推進計画（認定番号福島第七十五号）に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第五十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第七十六号）に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第五十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第七十六号）に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社千葉銀行

二　住所　千葉県千葉市中央区千葉港一番二号

○復興庁告示第五十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（富岡町復興推進計画（認定番号福島第七十七号）に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第五十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（富岡町復興推進計画（認定番号福島第七十七号）に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社武蔵野銀行

二　住所　埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目十番地八

○復興庁告示第五十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（須賀川市復興推進計画（認定番号福島第七十八号）に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　福島県商工信用組合

二　住所　福島県郡山市堂前町七番七号

○復興庁告示第五十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（会津若松市復興推進計画（認定番号福島第七十九号）に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第五十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（会津若松市復興推進計画（認定番号福島第七十九号）に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　会津信用金庫

二　住所　福島県会津若松市馬場町二番十六号

○復興庁告示第五十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（須賀川市復興推進計画（認定番号福島第七十八号）に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第五十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（水戸市復興推進計画（認定番号茨城第二十三号）に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　茨城県信用組合

二　住所　茨城県水戸市大町二丁目三番十二号

○復興庁告示第五十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（会津若松市復興推進計画（認定番号福島第七十九号）に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社福島銀行

二　住所　福島県福島市万世町二番五号

○復興庁告示第六十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（会津若松市復興推進計画（認定番号福島第七十九号）に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第六十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十八日付けで認定した復興推進計画（鹿嶋市復興推進計画（認定番号茨城第二十二号））に係る指定金融機関を平成二十八年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号